

## 会 議 録

会議の名称	第7回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年8月11日(月) 午後 1時30分
開催場所	鳥海町 町民会館「紫水館」
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	
<p>1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議題     (協議事項)     協議第20号 地方税の取り扱いについて     協議第21号 保健衛生事業の取り扱い(その1)について     協議第22号 建設関係事業の取り扱いについて     協議第 8号 新市名称の決定方法について(継続協議)     協議第 7号 新市まちづくり計画(素案)について 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

## 別紙 出席者名簿

会長 柳田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委員	斉 藤 好 三	委員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	正 木 正	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 嘉 孝	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 昭 夫(代理)	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	木 内 忠 一	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	斉 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子

### 4号委員

委員 石 山 修

### 幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

### 事 務 局 (9名)

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤
		総務班長	三 浦 清 久

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第7回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第2、会長あいさつ。よろしく申し上げます。

○柳田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第7回の協議会となりました。鳥海町の紫水館を会場に開催しますが、鳥海町の職員の皆さまには、会場の準備等で大変なご協力賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、協議会も7回目を迎えまして、「基本4項目」といわれるもののうち、合併の期日、合併の方式、事務所の位置の3項目まで協議会確認をいただいております。

今回は新市まちづくり計画の素案の提出など、順調に進んでおり、各委員の皆さまのご協力に感謝申し上げます。

また、事務局からの報告によりますと、事務事業のすり合わせも分科会段階では90%ほど協議されているとのことで、8市町の事務事業を調整するという困難な作業ではありましたが、順調に進んでいるものと考えます。

さて、新市の名称募集の状況であります。8月8日現在、491件の応募があり、その50%が、葉書によるものであります。時代を反映し、20%ほど電子メールによる応募がございます。

終わりに、7月29日、東由利町の町長選挙におきまして、阿部町長さんが当選をされました。また、8月5日には岩城町長の加藤さんも同じく当選をされました。両氏に対しまして、心からお祝いを申し上げたいと存じます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、これより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は41名であります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第3、会議録署名委員を指名いたしたいと思っております。会議録署名委員は、会議運営規定第8条第2項の規定により、東由利町の遠藤忠平委員、大内町の佐々木正男委員を指名いたします。

次に、4の議題に入ります。

協議第20号 地方税の取扱いについて、事務局より説明を願います。

【不規則発言有り】

○柳田会長

暫時休憩します。

午後 1時33分 休 憩

午後 1時35分 再 開

○柳田会長

会議を再開いたします。  
事務局の説明を願います。

○事務局

1ページをお開き下さい。

協議第 20 号 地方税の取扱いについて、ご説明いたします。

地方税法では、地方公共団体に課税権を認めておりますが、税率、賦課徴収等については、当該地方公共団体の条例に定められていることから、差異のある点もございますので、協議項目として提出し、協議をお願いするものでございます。

今回提出いたしましたのは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税についてであります。

このほかに、国民健康保険税がございしますが、保険税につきましては、国保事業の内容と合わせて国民健康保険事業の取り扱いといたしまして、次回以降の協議会において協議をしていただく予定でございます。

それでは、調整内容を申し上げます。

(1)、市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。標準税率と申しますのは、地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として、地方税法に規定されている標準的な税率でございます。納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。

(2)、市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により、5,000 平方メートルとする。

(3)、都市計画税については、現行のとおりとするという内容でございます。

2ページ以降が各市町の現況でございます。3ページ、4ページをお開き下さい。税目ごとに現況と具体的な調整方法を説明いたします。

始めは、個人の市民税についてでございます。均等割税率であります。地方税法では人口の区分により標準税率が定められてございます。現在、1市7町全団体とも人口が5万人未満の市・町でありますので、その区分に従い、均等割額は 2,000 円であります。合併後の新市においては、人口5万人以上、50 万人未満の市に該当いたしますので、その区分に従い、新市における標準税率に統一し、税率は 2,500 円となるものでございます。所得割税率につきましては、1市7町とも税率に差異はございませんので、現行のとおり標準税率ということでございます。

普通徴収に係る納期についてでございますが、第4期分の納期につきまして、差異がございません。これにつきましては、地方税法で定められた標準納期に統一し、6月、8月、10月及び1月に統一するという内容でございます。

次に、法人市民税についてでございます。均等割の税率、法人税割の税率でございますが、現在、本荘市においては均等割を標準税率の 1.2 倍の超過税率、法人税割も標準税率は 12.3% でございますが、14.7%の超過税率を適用しております。7町はすべて標準税率を適用しております。

法人市民税は、同一の市内に事務所または事業所を有する法人が納税義務者でありますので、新市においては、均等割、法人税割とも7町の例により、標準税率に統一するという内容でございます。

次に、5ページ、6ページをお開き下さい。

固定資産税についてご説明いたします。

税率でございますが、現在、本荘市は超過税率を適用し、1.5%でございます。7町においては、標準税率の1.4%を適用しております。本荘市においては、昭和63年に1.65%でありましたが、順次引き下げを行っておりまして、15年度は1.50%となっております。このような経緯を踏まえ、新市の市民が税負担の公平さを欠くことのないように調整を図るため、標準税率の1.4%に統一をするという内容でございます。

納期についてであります。第1期分については、1市7町とも5月でございますが、2期分以降の納期について差異がございます。標準納期は、4月、7月、12月、2月でございますが、通年と評価替え年度との調整から1市7町とも第1期分は5月に統一されておりますので、第1期分を5月とし、本荘市の例にありますように、5月、7月、12月、2月とする調整内容でございます。

次に、7ページ、8ページをお開き下さい。

軽自動車税については、税率に差異がなく標準税率で統一されておりますので、新市においても現行のとおり、標準税率でございます。納期につきましては、標準納期は4月でございますが、賦課期日が4月1日という関係から、賦課事務の正確性の確保のため、本荘市を参考といたしまして、納期を5月とするものでございます。

9ページ、10ページをお開き下さい。

たばこ税については、一定税率、鉱産税については標準税率で統一されており、差異がございませんので、新市においても現行のとおりでございます。納期等の取り扱いについても同様でございます。

なお、一定税率の用語の説明は10ページの下段の方に記載をしたところでございます。特別土地保有税についてであります。税率は一定税率でございます。免税点については、都市計画区域を有する市になりますので、地方税法の規定により、5,000平方メートルと定められるものでございます。

ただし、特別土地保有税については、15年度の税制改正により、平成15年度以降は課税を停止し、新たな課税は行わないことになりましたが、新市において、条例整備は必要でありますので、協議項目として提出をしたところでございます。

11ページ、12ページをお開き下さい。

入湯税についてでございます。標準税率は、1人1日、150円でございます。これにつきましても、岩城町、由利町、大内町、東由利町、鳥海町の例により、標準税率に統一をするものでございます。課税免除の規定につきましては、岩城町、大内町、東由利町、鳥海町の例により、統一するという内容でございます。

次は、都市計画税についてでございます。都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用にあてるために課税される目的税でございます。現在、本荘市のみが課税を行っておりますが、納税義務者は都市計画区域のうち、市条例で定められた区域内に土地、家屋を有する者でございます。新市においても、都市計画事業の推進を図るため、現行のとおりとするものであります。

なお、賦課徴収に関しては、固定資産税と合わせて行うことになってございます。

以上でございます。

○柳田会長

ただいま、事務局より説明がありました。ご質問、ご意見ございませんか。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂と申します。よろしく申し上げます。

ただいまご説明の中の法人市民税、本荘市は超過税率 14.7%ということですが、他の7町はすべて標準税率の 12.3%になっております。合併後には、標準税率に統一するとなっております。また、固定資産税も、本荘市は超過税率で 1.5%、他の7町は標準税率で 1.4%となっておりますが、これも合併と同時に標準税率に統一するとなっておりますが、さしつかえなければ、この税率を一定にした場合、その額がいくらになるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、その税率を下げるということによっては、税収不足になるわけでありましたが、収入減になると同時に、その点について何かお考えがあるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

ただいま、超過税率を標準税率にした場合という話ですが、二つの税目を合わせまして約2億円ほどとなるようであります。

また、この分、要するに2億円ほど下がるので、それに対してどうするのかというお話ですが、まず一つは、税というものはできるだけ公平に、同じ市民であって同じところに住所、それから事業所を有する場合は、公平にというこの原則を守りたい。それから、当然、その不足分をどうするのかということになりますけれども、これにつきましても、経費の節減等に十分配慮をしまして、住民の皆さま方に負担がかからないように、そして住民の皆さま方が不利にならないような方策をとっていきたいと思っております。

以上です。

○柳田会長

いいでしょうか。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

節減によって賄うというような結果論だと思いますが、この合併特例による納税のあり方というのは、5年間に、最大5年間ですけれども、徐々に下げていくという方法もあるんですが、そういう点は考えられなかったのかどうか、その点についてもお伺いします。

○柳田会長

この税率については、本荘市議会でもかねてから標準税率にしてほしいという要望があって、これまで市の財政的な面、その他諸々のことなどがありながらも、できるだけ標準税率にしたいという答弁をしているところであります。

特に今回のような市町村合併という公平な負担というもとで、やはり新市のときに標準税率に合わせるべきとの考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そのほかございませんか。

○小松義嗣委員(東由利町)

東由利町の小松です。

今、会長のお話によりますと、このように手数料もそうだと思います。税もそうだと思いますけれども、現状のものを上げる場合、あるいは下げる場合、いろいろ出てくると思います。そうすればすべて会長の考えでは、それを同じに、一気に合併時に同じにするという考えでしょうか。私はむしろ、下げるにしろ上げるにしろ、その特例法を使っての不均一課税とか手数料が出てくると思います。

むしろ徐々にそういうふうに下げて、最後に2、3年後に平等に同じになるようにと持っていった方がスムーズにいくのではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

#### ○柳田会長

これは大内町長さんからお答えいただきましょうか。

各町長さん方は、副会長でありますので、私だけ答えるのも何か、町長さん方にはご不満もあるかもしれませんので、今日はどんどん副会長の皆さんにもご発言をいただきたいと思います。

まず全県の町村会の副会長でもあります大内町長さんから、お考えのほどを。

#### ○佐々木副会長(大内町)

大内町の佐々木でございます。

今、会長の方から一人でお答えすると、どうも具合が悪いのではないかと。ですから、各町長方にもということでございますが、先ほど来、鳥海町さん、また東由利町さんの方からも課税状況につきまして、5年間の、要するに幅を持ちながらこの税率なり、そういう、税率だけでなしにそのほかの面につきましてもあるわけでございますが、そういうようなこと、今、ここでこうするというようなことでは大変危険性が私はあるのではないかなと思います。

やはりそこが論議のするところでないだろうかと思っておりますので、そういう関係から市長の方でも、一方的に答えるのもどうかということ、話されたのではないかなと思います。要するに各委員の皆さん方で、5年間でそういうものを是正していくのか、あるいはまた、合併と同時にそういう標準課税に持っていくのかというような論議でないだろうかと思っております。答えにはなりませんし、また、私の考え方としては、ある程度の是正というか、そういう時間を持ちながら考えていくべきでないだろうかと思っております。

#### ○柳田会長

それでは小松委員、今のお答えでいかがですか。

#### ○小松義嗣委員(東由利町)

ただいま、大内町長から言われましたけれども、これは私たち協議会に提案されているのでしょうか。ですから、各副会長さんたちの意見が違うということは、おかしいのではないですか。会長の意見も。ですから、提案している以上は、意志統一のもとに提案されていると思っておりますが、それで今、副会長さん毎に全部聞くというのもおかしい話でないでしょうか。

#### ○柳田会長

それでは東由利町の阿部町長さん。

#### ○阿部副会長(東由利町)

まずは、我々は今、答弁する立場にあるとは思ってません。でも、事前にこの議論をしたという経過はあります。まずは、ひとつ統一見解として、意見はたくさんありましたけれども、一人ひとりが答弁すると全部意見違いますよ。

ですからそういうやり方でなくて、考え方について説明して、皆さんから意見をもらえれば。私はそういうやり方でないとおかしいと思います。もめますよ。

いかにも、私が東由利町の代表だから誰か代りに言ったんだというふうな言い方では、これはだめですから。そういう言い方、私もしてませんから。

○柳田会長

今、東由利町長さんと小松委員の間には相当意思の疎通があるだろうからと思って、あえて東由利町の阿部町長さんにお答えいただかなかったわけではありますが、市町村合併は、同一ラインにつくということが公平な角度からという意味で、このあいだ論議されたところでもあります。

このことについて、町長さん方先日お話しをして、理解いただいたことではありますが、事務局の方から説明させます。事務局説明願います。

○事務局

不均一課税の話がありましたので、その件についてご説明したいと思いますが、先ほどもありましたように、5年間を限度として不均一課税というものは可能でございます。

ただし、その場合、先ほど税と、それから使用料、手数料、それからサービスの部分と出ましたけれども、税につきましては、同じ区域に住んでいる人は同じ税率というのが基本でございます。それで、不均一課税が認められる場合というのは、著しく負債を背負ってきた、合併の段階で、著しい財産の差があったと、そういう場合に、どうしても合併したあとで、返済の部分が出てくると、そういうところについては、不均一課税をすることができるというふうになっていますので、今回、不均一課税にはちょっとあたらないのではないかなというふうに考えているところでございます。あくまでも税につきましては5年間というのがございますが、著しい不償の額、それから、財産の額に差がある場合は、協議のもとで、その差を縮めるために不均一課税をすることができる、というふうにあります。

なお、先ほどありましたように、使用料とか手数料、それからその他受益を伴うものにつきましては、すべてが統一にはならないと、これからの皆さま方の協議になろうかと思いますが、そういう部分は出てくると思います。今回の法人市民税、固定資産税につきましては、そのような形で標準税率を適用したいというふうに提案したものでございますので、よろしく願います。

○柳田会長

小松さん、よろしいでしょうか。次に鳥海町さん。

○高橋和子委員(鳥海町)

鳥海町の高橋と申します。

今、事務局の方から、法人税と、それから法人市町民税と固定資産で、本荘市の減が2億とご説明いただきましたけれども、法人の方はおいくらで、そして固定資産の方はおいくらでしょうか。トータルで2億と言ってましたけれども。

○柳田会長

はい、事務局願います。

○事務局

お答えいたします。

法人市民税が7,000万円、それから固定資産税につきましては約1億3,000万円と、合わせまして2億ぐらいということになっております。以上です。

○柳田会長

高橋さん、いいですか。



ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでしたならば、協議第 20 号につきましては、確認をいただいたものと決定いたしますが。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

一つは納期についてでございますけれども、市民税関係は、本荘市さんに合わせるということで1期、2期、3期、4期、このページの時期だと思えます。

そしてまた固定資産税等も本荘市さんに合わせるということで、ここに記載の時期だと思えますが、賦課される時期を、国保税も含めて重複しないような形をとっていただきたいと。一律に、ただどちらかの町に、時期で賦課する場合、町によっては国保税は4期とか6期、さまざまな形態があるわけで、これが重複する場合は非常に負担になるという可能性もあるかと思えますので、その点について、もしお話ありましたらお答え願いたいと思えます。

それから、今の超過税率のお話でございますが、すると、事前の調整の中で、まず平成 17 年の合併の時期までには、標準税率まですべて持っていくということで、不均一課税のそれはとらないということですが、その点に関して、例えば2年間で、それを半分ずつというようなことになるのでしょうか。その辺、賦課される側と負担される側というような、微妙なニュアンスが全体としてあるかと思えますので、その辺、もう一度ご確認したいと思えます。

○柳田会長

これは、幹事会で検討したことでありますので、幹事の方からお願いします。

○鷹照幹事長

本荘市の助役の鷹照でございます。

幹事会を代表いたしまして、ただいまの納期の件につきましては、いずれ私どもは納期をだぶらないようにということで、税金を納めやすい形で持っていつてきておりますし、これからもだぶらないようにということを心がけたいと、こういうふうにして思っております、ご提案いたしました納期につきましては、軽自動車税だけは固定資産税の第1期とだぶりますけれども、それ以外は、だぶらないように設定されておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、本荘市の減額分のやり方でございますけれども、これにつきましては、今のところ、まだどのようににやるかということは定めておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

はい、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

まだ、そこまで決まってないというのであれば結構です。

○柳田会長

はい、どうぞ、阿部さん。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の阿部です。

2億円という減額分になるというのは、単年度ですか、お知らせ願いたいと思います。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

はい、単年度でございます。

○阿部一雄委員(岩城町)

単年度で2億円だとすれば、ただいま由利町の村上議長さんのご質問にございましたように、合併になった年から2億円減額になる。それ以前の平成16年から、例えばその半分なりとも本荘市が事前から税率を下げる、そういう方向で平成17年から7町に合わせるといような努力はないのかという一つの疑問が残るわけであります。単年度で2億円、合併と同時に負担減をやるんだというのが当たり前だとすれば、新市に丸投げをするという感じをいたします。その以前からやはり、努力するということがあってもよろしいのかなという感じがいたしますが、いかがなものでしょうか。

○鷹照幹事長

大変、本荘市民にとりましてありがたいお言葉を頂戴しましてありがとうございます。

私ども、先ほど会長が申しましたとおり、固定資産税につきましては1.7%という税法で許されております最高の超過課税を過去にいたしておりまして、先ほど話ありましたとおり、議会から幾度となく標準税率に戻すようにという、一般質問から要望まで、いただいております。ただ、一気に下げますと、財政上でいろいろな市民要望にもお応えすることができないという形から、過去に、0.05%ずつ下げてまいりました。

それが年間、6,500万円ぐらいでございましたけれども、一気に下げますと1億3,000万円ということになります。ただ、合併時にどうするかと、税率はまだ決めておりません。過去に減額して率を下げてまいりましたのは、評価替えのときですから、3年に1回ずつ下げてまいりました。

去年の12月に条例改正いたしまして、今の1.5%になった経緯でございます。これから色々という面について考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○柳田会長

はい、阿部委員どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

市議会からも長年の要望で税率を下げるようにという要望があったと。しかしながら一気に下げると財政上に問題だ。でも、新市になったときならやってもいいと、そういう考えは私はどうかと思うと、こういうように述べているわけであります。合併に至る過程の中で、財政上、それなりの努力をすべきでないか。私の申し上げたいのはそこであります。

○柳田会長

この件について、本荘市内部の問題でございますので、市議会とよく協議をしながら対応してまいりたいと思っておりますのでご理解下さい。

ほかにございませんか。

## 【「なし」と呼ぶ者あり】

### ○柳田会長

それでは、協議第 20 号につきましては確認をいただいたものと決定します。

次に、協議第 21 号の保健衛生事業の取扱い(その1)について事務局から説明を願います。

### ○事務局

それでは、今日の資料の 13 ページをご覧ください。

協議第 21 号 保健衛生事業の取扱いについて(その1)を説明いたします。

調整方針といたしましては、

(1)母子保健事業については、健康診査の実施場所について、現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。

(2)予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について、合併時まで統一するよう調整を図る。

(3)結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。

となっております。

なお、資料につきましては、15 ページから 20 ページまで各市町の内容が入っております。

15 ページと 16 ページをお聞き下さい。

ここに1市7町の母子保健事業の現状を掲載しております。母子保健事業につきましては、「母子保健法」に基づき実施されているものですが、各市町とも少子化対策等から、健診内容等を充実して実施しております。

個別の調整方針といたしましては、16 ページの下の方をご覧くださいと思います。妊婦健診については、秋田県が少子化対策の一環として推進しております秋田県母体健康増進支援事業を活用し、健康診査の種類及び助成回数について、合併時まで統一して実施するというものでございます。統一にあたっては、歯科健診を含めるなど、内容を充実して実施するよう調整を図ることとしております。

乳幼児健診については、対象となる年齢を統一し、健康診査時に保育士・心理相談員・歯科衛生士等をスタッフに加えまして、内容の充実に努めることとしております。

乳幼児歯科健診指導については、虫歯菌検査や歯科衛生士による個人指導の導入を図るなど、積極的に指導を行うこととしております。

母子健康相談については、現在各市町が実施していますように、必要に応じまして随時対応、また訪問相談にも応じる体制を整えることとしております。

また、現在、本荘市と西目町で実施しております母親教室につきましては、社会教育部門の家庭教育関係とも調整を図りまして、ただ妊婦健診に対する母親教室につきましては、本荘市で実施しておりますマタニティースクールの例を参考にしながら、新市において実施する内容となっております。

続きまして、17 ページ、18 ページをご覧くださいと思います。

こちらの方には、1市7町の予防接種事業の現状を掲載しております。

予防接種につきましては、予防接種法に基づきまして実施されているものでございまして、法で定められております8種類について、各市町とも実施している内容となっております。個別の調整方針といたしましては、18 ページの下の方に記載しております。

予防接種は、接種方法といたしまして、個別接種と集団接種により実施されておりますが、接種率や接種効果の観点から、原則として個別接種といたしますが、学童日本脳炎、二種混合及び乳幼児ポリオにつきましては、集団接種としてその接種率、接種効果を高めることを考えてございます。なお、集団接種につきましてはの接種場所につきましては、現行で行われているところを基本といたしまして実施することとしてございます。

インフルエンザにつきましては、各市町とも、同様の内容で実施されてございますが、自己負担額について差異がございまして、自己負担額につきましては、合併時までには統一するよう調整を図ることとしております。

なお、自己負担の免除要件は生活保護世帯とすることとしております。

次に、19 ページ、20 ページをご覧ください。

ここには、1市7町の結核予防事業の現状を掲載してございます。

結核予防事業につきましては、「結核予防法」に基づき実施されているものでありまして、各市町ともに同様に実施されてございます。ただし、肺ガン検診との関係等がありまして、対象者の基準に若干の差異がございまして。

個別調整方針といたしましては、20 ページの下に記載してありますが、肺ガン検診との調整を図り、結核検診の対象者を統一して実施する内容となっております。以上でございます。

○柳田会長

はい、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんか。

○木内忠一委員(由利町議員)

由利町の木内です。

母子保健事業中、妊婦健診の一般健診ですが、各市町の実態として、年6回、7回、9回とばらついておりますが、由利町の議会、町民会議などの話し合いの中にもサービスは高い方にとの方針どおり、是非矢島町のように9回を要望されておりますので、よろしく願います。

○柳田会長

ただ今の要望ですが、事務局、いかがですか。

○事務局

ただいまご質問のありました回数につきましては、現在、大半の各市町村が6回ということで行われております。そのほかに、もう少し充実されまして7回、9回というところがございますが、このあとすり合わせ等を進めまして、統一するという内容で現在、調整をとっておりますので、この回数につきましては、このあとのすり合わせの状況によりまして検討してまいりたいと考えております。よろしく願います。

○柳田会長

木内さんいかがですか。

ほかにございませんか。西目町の斉藤さん、どうぞ。

○斉藤栄一委員(西目町)

合併の一番のメリットというのが、負担は低く、サービスは高くということであつたわけでした。この金額を見ますと、1,300 円から 1,000 円と、自己負担が大幅に開いております。こういうときに、合併時までには調整をするという説明でありましたが、こういうところがさっきの、いわゆる特例という金額にあたるのではないかなというふうに思いますが、うちの町長は、今までの説明の中

で、常に負担は低く、サービスは高くと、毎回のように申し上げておりますので、そこら辺の基本方針というのをお聞かせ願いたいと思います。うちの町長でないですよ、事務局の方で、どういう話し合いをしたかということです。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

それではこちらの方からお答えいたします。

すり合わせの時点におきましては、この 1,300 円、それから 1,000 円の負担ということで、差異があるということで、すり合わせの方で皆さんでいろんな意見を出していただきました。

ただ、現在、秋田県の方の指導によりますと、大体かかる金額の3分の1程度が自己負担金に相当するような形で進めていただきたいということで、県の方からの指導もあるようでございます。

現在のところを調べますと、本荘由利の統一料金といたしましては、その時点では 3,916 円ということで、約 3,900 円というお話でありました。その計算からいきますと、県の方の指導もございまして、大体 1,300 円というところが妥当かなということで、そこを基準にしながら、現在、新市に向けての作業を進めているところです。

すり合わせの段階ではそういう話で進んでございます。以上でございます。

○柳田会長

斉藤さんいかがですか。

○斉藤栄一委員(西目町)

そういう趣旨はわかります。ただその、いわゆる合併のメリットというのをやはり我々は一番頭に、念頭に置くわけでありまして、そこら辺をどのようにして調整するかということなんです。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

ただ今の件でございしますが、負担につきましては、できるだけ低い方に、それからサービスは高い方というのが出てまいりますが、この件につきましては、県の方の指導もございしますので、そちらの方向で、これから合わせていきたい。ただ、必ず 1,300 円に合うかどうかは、これからの協議になろうかと思いますが、できるだけ合併によって急に負担が増えるというようなことないような合わせ方をしていきたい。

ただ、最終的には財政の問題も出てきますけれども、そういう中で、やはり負担を、あまり急激に多くしないような方向で進めていきたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

よろしいですか。ほかにございませんか。東海林さん、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

結核検診の方なんですけども、実施の年というか、18歳というのと40歳というのが、ずいぶん差がありますけども、ここに「結核検診の対象者を統一して実施する」とありますが、この辺はどの辺で統一するというようなお話があったものでしょうか。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

結核検診に関しましては、18歳以上についてはすべて行わなければいけない内容になっておりますが、先ほどの年齢の40歳というのが肺ガン検診を対象にするのが40歳からとなっております。現在、肺の関係で総合検診として肺ガンも結核も一緒にやるという形でやっているところ、18歳から40歳までは結核検診として実施し、40歳以上は肺ガン検診と一緒に実施しているというところがありまして、それを肺ガン検診を18歳まで落としている町もあるということもありまして、その辺は統一しながら、このあと保健衛生の方の(その2)の方で肺ガン検診の内容も出て来ますけれども、そちらの方との調整を図って、年齢を統一して実施すると、そういう内容で進んでおります。以上でございます。

○柳田会長

東海林さんいいですか。そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、協議第21号につきましては確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第22号の建設関係事業の取扱いについて、事務局から説明を願います。

○事務局

21ページをお開き下さい。

協議第22号 建設関係事業の取扱いについてご説明いたします。

調整内容は、

(1)市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の認定基準については、統一した新たな基準を合併時まで作成する。

(2)除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定し住民の利便性の低下を招かないよう効率的に実施する。

(3)公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

という調整内容でございます。

23ページ以降が、各市町の現況でございます。

23ページ、24ページに各市町道の路線数と延長を記載しております。また、道路認定基準については、別表として29ページに記載しております。道路認定基準は、各市町、同内容の項目もありますが、幅員や延長に差異があり、合併時まで統一した基準を作成するという調整内容になっております。

除雪関連についても、23ページ、24ページに各市町の現況を記載しております。

除雪形態は、矢島町が直営、大内町が委託で、その他の市・町は直営と委託の併用で実施しております。

出勤の目安は、由利町・東由利町・鳥海町が10センチメートルでその他の市・町は5センチメートルとなっております。

除雪においては、現在、各市町で地域に合った最も有効な手段により、効率的に実施されており、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定し、住民の利便性の低下を招かないよう実施するという調整内容になっております。

公営住宅については、25 ページ、26 ページに市・町営住宅、27 ページ、28 ページに特定公共賃貸住宅及び単独住宅の団地名、戸数及び現在入居されている方々の家賃を記載しております。市・町営住宅は、所得の低い方に賃貸する住宅であり、家賃は「公営住宅法」により入居者の所得や当該住宅の利便性の要素となる事項を勘案して決定されます。

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者に賃貸する住宅であり、家賃は当該住宅の建設費用や設備などから算出した額を超えない範囲内で近傍同種の住宅家賃を考慮し、条例で定められております。

また、単独住宅については、各町で地域の実情により住宅に困窮している方々のために設置している住宅であり、家賃は条例で定められております。

公営住宅は、住宅に困窮する方々に低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。このことから、各住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容になっております。以上でございます。

#### ○柳田会長

はい。ただ今の説明に対しまして、ご質問ありませんか。高橋さん、どうぞ。

#### ○高橋和子委員（鳥海町）

鳥海町の高橋です。

今、調整内容について、2、3、ご質問したいと思います。

1のところの町道のあとの方で、統一した新たな基準を合併時までには作成すると書かれておりますけども、作成したものが協議会の議題に出していただけますでしょうかということ一つ。出していただけますでしょうかでなく、出していただきたいということ一つと、それから2番目の除雪体制についてでございますけれども、除雪体制について「現行のとおり新市に引き継ぐ」となっております。大変ありがたく思っております。そのあとに、「新市において除雪計画を策定し、住民の利便性の低下を招かないように効率的に実施する」と、ここにこういう文言ありますけれども、その効率的というのは具体的にどういうことなんでしょうかということでございます。

私、これ、質問いたしますのは、鳥海町の事情というものがございまして。鳥海町の広いこの鳥海の町で、ここで雨が降っていても標高の高いところでは雪ということもございまして。それで、住宅の安全、安心、そしてここで生活していくという上では、除雪は欠かせないものでございまして。それでここに、「新市において除雪計画を策定し、住民の」という文言、私はいらないと思います。「除雪体制については現行のとおり新市に引き継ぐ」だけで、あとの方、こういうものを書かれまして、鳥海町の場合は、じゃあ効率的にどうするのか、じゃあ私たちの除雪が、もしここで矢島町に行くとか、由利町に行くとか、そういうものになるものでしょうか。それとも、今までどおりにやっていただけるのでしょうかということなんです。

それで、この除雪に関しましては、大げさに申し上げますと、鳥海町の場合は、変な話すれば生き死にの、気持ちの中で、除雪がなければ、この除雪が効率的にきちっと今までどおりやっていただけなければ、生き死にの問題までかかってくるのですよ。ですので、今までのとおりでいいということで、あとの後ろの方はちょっと私、いらぬような気持ちいたします。事務局の方ではどうでしょうか。

#### ○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

お答えいたします。市道の認定基準について、このあと協議会に提案されるのかというお話でございましたが、認定基準につきましては、国の道路法等をもとにしました市道の認定基準に基づいてやっていく訳でございますが、これにつきましては、あとで決まりましてから委員の皆さん方に参考資料としてお出しすることは可能だと思います。

本日もそれぞれ参考資料としてページに掲げておりますが、参考資料としてお出しすることは可能だと思います。

それから、除雪計画についてであります。そこにも書いてありますように、住民の利便性を良くしようということで、計画を立てていきたい。ただ今お話ありましたけれども、それぞれの地区の、地域の事情というものがあろうかと思えます。それを十分考慮した形でということでここに掲げたものでございますので、そこをご審議いただきたいというふうに思っております。

内容としましては、「新市に引き継ぐ」で終わってもいいんじゃないかということですが、それでも構わないわけですが、私どもとしては地域の事情を考慮して住民の利便性の向上になお一層努めるためにという積極的な意味で提案したものでございますので、そこら辺はご協議いただきたいと思えます。以上です。

○柳田会長

高橋さん、どうぞ。

○高橋和子委員(鳥海町)

ご説明はわかりました。

けれども何かね、効率的に実施するとか何とかこう書かれますと、これは玉虫色の文書でございまして、やはりこのまま、現行のまま引き継ぐということで私はよろしいかと思えます。

○柳田会長

ほかに。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

除雪の件につきまして、矢島町も豪雪地帯ですので、意見を述べたいと思えます。今、高橋さんと同じところを言うんですけれども、「新市において除雪計画を策定し」とありますよね。これはやっぱり、策定する人の住んでいる場所によって相当の主観が入ると思えます。例えば、さっき話ありましたように、ここで雨降っても標高の高いところは吹雪が吹いているよというふうなことも実際問題、矢島町であっても同じです。町では降らなくても、上の方にいきますと吹雪の状態であればいけないというふうな状況にあることは間違いない事実ですので、先ほどありましたように、現行のとおり新市に引き継ぐというところで切っていただくように私からもお願いを申し上げたいと思えます。以上です。

○柳田会長

幹事会から説明願います。

○鷹照幹事長

除雪につきましては、大変、合併というよりも生活に密着した大変重要なことございまして、ご心配の向きはもっともでございます。



ただ今、ご質問にありましたように、現行のものを引継ぐと、これは引き継ぎでございまして、いわゆる新市において、強制力を持つ引き継ぎということで、これ以上、レベルを低下してはならないというような一種の足かせでございまして。新市になりますと新たに除雪計画の策定は必要でございまして。

そこで、新しい除雪計画の中には、引き継いだものの内容を低下しないように、全市一律の除雪計画ではなくて、細かい地区ごとや地域の事情の違った地域ごとに詳しく作成するという意味が込められておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

何か、除雪計画を新市になって作成するとなると、一律に作られるのではないかとご心配されておりますけれども、今までのそれぞれの事情に合わせたものに、さらに綿密に細かな除雪計画を作成すると、こういうことではございますのでよろしくお願いいたします。

○柳田会長

今の説明でよろしいでしょうか。  
どうぞ。

○佐藤嘉孝委員(矢島町)

矢島町の佐藤です。

大変今、幹事長さんの方の説明でよくその内容がわかるわけではございますけれども、私たちの方の地域としてはやっぱり、文章で表されない内容での説明というのは、何か住民としては、今後、不安を抱くものでございます。

先ほど事務局長さんの説明にもありましたとおりに、もしその文章を若干修正していただければ、やはり地区事情を考慮して、住民の利便性をというふうには、そこら辺を付け加えていただければありがたいなという感じがしますので、一つご検討いただきたいと思っております。

○柳田会長

事務局、何かありますか。

○事務局

除雪につきましては、先ほどのお話の中に、新市に引き継ぐということで終わって下さいというご意見ございました。

それから、今、矢島町の佐藤委員からありましたように、「新市において除雪計画を策定し」というところに、「地域の事情を十分に考慮し」という文言を入れたらどうかというお話ありましたが、これにつきましては、先ほども言いましたけれども、ここで協議下されば、いずれにしても、先ほど幹事長も言いましたが、計画につきましては、今ある計画を新市に引き継ぐと。そして新市においては除雪計画を立てていくわけですが、この文言として、引き継ぐでいいんじゃないかということであれば、それも構わないと思っております。この席でご協議いただきたいと思っております。

○柳田会長

それでは、副会長の加藤さん。

○加藤副会長(岩城町)

除雪の件について、いろいろご意見が出ていますけれども、私ども、市町長会で話しをした際には、要するに、今より悪くならないように、つまりこういう計画は、以前に総合支所方式というのが決定しているわけですから、そういう総合支所として、それぞれの今の役場がそういう身近な問題である除雪というのは特に、その地域の皆さんが一番よくわかっているわけ

ですから、そういう皆さんの意見を最大限に生かした計画を立てるといふ、私は基本的にそういうふう理解をしております。当然だと思います。

それから「効率的」という言葉は、これは当然、サービス、除雪というのは大変お金がかかるわけですが、その中にある民間でやった場合どうなのか、あるいは直営でやった場合どうなのか、そういうことについて、効率的に経費も節減をしながらサービスを落とさないようにする。そういう両方を追わなければ、やはり一種の合併の効果というのもし出てこないというのでも確かでありますから、そういう部分を両方追求しながらサービスを落とさない。これが基本であるし、総合支所方式の中でも大変大きな位置付けであるといふふうに私は理解をしております。

○柳田会長

どうもありがとうございます。  
次にどうぞ。

○高橋和子委員(鳥海町)

私、今、確認なんですけれども、毎度協議会でサービスの高い方に統一するという事を事務局の方から、それから会長さんの方から何度もお言葉、出ております。私は鳥海町が、除雪に関しては一番サービスが高いと思っております。そこに統一していただけるということでしょうね。

それともう一つは、事務局の方に確認ですけれども、除雪基地と私たちの除雪ステーションというのがございますけれども、それも全部含めて引き継ぐということでしょうか。全部引き継ぐということでしょうね。確認ですけれども。

○柳田会長

事務局、説明願います。

○事務局

除雪基地、ステーションを含めてというご質問でございますが、現行のとおり新市に引き継ぐということですので引き継ぎます。

○高橋和子委員(鳥海町)

はい、わかりました。

○柳田会長

次に茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

茂木です。

今、岩城町の町長さんから、今よりは絶対低下しないように総合支所があつてといふふうなお話あつたわけなんですけれども、そうすれば、総合支所で判断できる、このあとの新市の計画にも出てくるんですけれども、地域自治とかといふふうな部分までも踏み込まないと、その地域の総合支所で判断できる人がいるのかいないのかということが、とても大きな問題になるわけですよ。このあとで、地域自治についてお話ししますけれども、そういう点を踏まえすと、やはり当然、今より良くなるんだということを私たちも希望するわけなんですけれども、新市において除雪計画を立てるのは、やはり各町じゃなくて、本荘市に本庁がありますので本荘市で計画されるのであろうといふふうに想像します。違うでしょうか。違いますか。

各町の総合支所で計画を立てるんですか、そうしますと。そこを確認したいと思います。

○柳田会長

これは私、今日、本当は話しないつもりだったけども、現行で引き継ぐということで皆さんおおかた了解だと思います。また、新市において、皆さん方の今のご発言は、今よりもレベル落ちることだけを心配しているようですが、今よりレベルが上がることも考えること、それが理想の新市の合併だろうと思います。ですから新市において、より良い除雪計画を立てるといふふうに認識していただきたいので、ご理解下さい。

はい、村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

村上です。

先ほど、税金の点では、はっきり数字が出ているというところで、非常にわかりやすいと思います。ところが、こういう除雪体系というのは現行のとおりと言われた場合には、どこまで現行のとおりなのかという不安がやっぱり残るんだと思います。そういったしますとやはり鳥海町さん、矢島町さん、私どももそうですが、東由利町さん、非常に、現行というところどこまでが現行なのか、そういうことが数字でないもんですから不安になることはもつともだと思います。

もしここに何か文言を、きちんとしたものが付けて、納得できるのであれば付けていただければ、それは一番いい方法だと一つは思います。

それから、例えば、ちょっとこれ私わからなくて事務局の方に聞きたいんですが、過疎債はその旧町村においても適用になるという、それはよく参考書等で出てきます。ところが豪雪地帯、特別豪雪地帯、こういう地域においては、市になった場合、どういう取り扱いになるのか、財源的に非常に、先ほどの、例えば下げる場合の関係等も、言ってみれば財源的な問題もあるでしょうから、その辺についてちょっと私、不勉強でわかりませんので、事務局からお伺いしたいと。二点、お伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただ今、事務局の方に対しましては、過疎債に絡めまして、豪雪地帯、特別豪雪地帯、どうなるのかということですが、今の合併特例法を見ますと、その区域については引き続きというようにありますので、それを私どもはそのとおりいくのかと思います。過疎債ですとかなり詳しい話があり、新しくなってもその地域には過疎債は適用されるとのことです。みなし過疎地域というのは別ですが、そういうのとは別に過疎債は適用されるとあります。それと同じようにいくのではないかというふうに、資料等を見まして理解しているところです。以上です。

○村上 亨委員(由利町)

そういったしますと、旧村、旧町単位でそれが認められてくると。現在は、1市10町、豪雪地帯には入っているわけですが、特別豪雪地帯の町が三つあるということで、その辺は現状の町、旧町となりますか、新市になった場合に、そういうことで認められることになるんでしょうか。

○事務局

それぞれの、今現在認められている区域については引き続きいくものというふうに理解しております。

○柳田会長

次に高橋さん。

○高橋和子委員(鳥海町)

今、村上委員さんからのお話と大体似たようなものです。ただ、新市においてのこのあとの文言について、もう少し明確な、私たちが安心できるような文言にしていだきたいということをお願いします。

○柳田会長

安心できるとは、どういう表現に。

○高橋和子委員(鳥海町)

はい、幹事の方々はそれはお仕事でしょうし、きちっとした文言、さまざまお解りのことと思いますので、この次まででもよろしいですから、もう少し私たちが安心するような、それは会長さんは本荘市にお住まいで、雪のことは全然、本当にわからないと思います。ですので、やはり私たちが合併するということが、それが一番のネックなんですよ、鳥海町にとりましては。ですんで、住民の人がたが、安心で安心して住めるようなまち、それを希望して私たち合併するのでして、そこら辺が不安ですと、やはりマイナスでございます。そこら辺、幹事の先生方、職員の方々、お願いします。

○柳田会長

高橋さん、私のところを雪のことわからないような話されましたけれども、私は、雪についてはとてもよく理解しているつもりであります。

そういう意味でも、幹事からこの文言について十分検討し、安心してもらえるようにしたいと思えますので、ご理解下さい。

○茂木好文委員(矢島町)

今、文言についてということで、参考までに、「除雪計画を新市において除雪計画を策定し、住民の利便性」というところに、「現行より利便性の低下を招かないように」としていただければ、私はとてもありがたいなというふうに思いますけれども。

文書につきましては、このあと正式にもう一度相談して出てくるかもしれませんが、「現行よりは低下しないように」というふうな文言をどこかに入れていただきたいという希望でございます。

○柳田会長

はい、事務局、あとで検討して下さい。

それでは、ただいまの協議、今日、確認したいと思っておりましたが、今、幹事の方にそういう宿題でございましたので、継続したいと思います。

次に、継続審議になっております協議第8号の新市名称の決定方法について、幹事会で協議された選定方法の案を事務局から説明を願いますが、暫時休憩をします。

午後 2時47分 休 憩

午後 3時01分 再 開

○柳田会長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

継続協議となっております協議第8号の新市名称の決定方法について、幹事会で協議された選定方法の案を事務局から説明をいたします。

#### ○事務局

資料 30 ページに継続協議となっております新市名称の決定方法についてとありますが、皆さまの方に、資料として別添で前回の協議会でご協議をいただきました内容を参考に、幹事会でまとめたものを、案1、案2として添付してございますので、そちらの協議第8号添付資料をご覧くださいと思います。2枚綴りのものがございます。

選定方法としまして、前回の協議会で多数応募された名称の取扱いについてということで協議がされたわけではありますが、その取扱いについて、幹事会でご協議をいただいたというものでございます。

まず、資料の最初、第1案、第2案ともに※印で書いてございますが、募集締め切り後、名称並びに応募総数を公表するというので最初に書いてございます。

これは当たり前のご話でございますが、公募の基本であり、はっきりと応募されたものは公表するというので最初に表示しています。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1案と第2案の違いは、第1次の選定方法にあります。協議会で協議されました多数応募された作品、この取り扱いに違いがございます。内容を申し上げますと、1枚目、1ページの第1案が応募作品の中から、協議会の委員皆さまが2作品を選定し、郵便によって投票して、最大で82作品に絞り込むというのが第1次選定でございます。

それから2枚目の第2案でございますが、これは応募数の多い作品10作品と協議会委員皆さまが応募作品の中から2作品を選定し、郵便投票されたものを合わせ、最大で92作品に絞り込むというのが第1次選定でございます。

以下、2次選定以降につきましては第1案、第2案とも同じ考え方をとっております。2次選定は、1カ月程度の検討期間を設け、第1次選定で投票、あるいは選定された作品の中から協議会で10作品を選定するというでございます。

なお、協議による選定が困難な場合は、委員皆さまの投票によりまして10作品を選定しますが、投票は各委員、1作品を投票し、得票数の多い順に10作品を選定するということとなります。

選定は、選定理由、意見書などを付して選定するということになっております。

3番として、最終選考でございますが、2次選定により選定された10作品について協議会委員全員で協議し、新市の名称を決定するというふうな流れでございます。

スケジュール(案)は下段の方に載せてございますが、7月10日から募集を開始しまして、9月9日までということで、この締め切り後、9月中に集計し、資料を皆さまに送付します。

それで、第1次選定が10月、それを経て11月に第2次選定、そして当初お話をしておりますが、12月には新市の名称を決定したいというふうなスケジュール案でございます。

なお、下段の方に※印としてございますが、前回の協議会で委員の方からお話があった、町名・字名の取扱いについて記載してございます。

これは、現在の市・町の名前を大字として使用できるのかということで、大変心配されているということで、今後、これについては協議をすることになるわけですが、現在の市・町の名前を大字として使用することを可能とし、別に協議するというので載せてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○柳田会長

ただ今、事務局から説明がありました。選定方法として、案の1、案の2ということで二つの案が出ましたが、これについて皆さん方からご意見を賜りたいと存じます。

はい。大内町さん。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松でございます。

お尋ねをしたいと思いますんですが、この合併の協議会の便りの中で、前回話し合われた主な意見として、こういうものが公募というものの性格、私は、この一般の町民、あるいは市民に公募するという、そして市民、町民がどんなふうにして、どういう名前がよいというふうなことが、この応募されたものに反映されていくのがごく当たり前だろうと。しかし、これが100%よいというわけでもないのであって、協議会でさらにいろんな角度から協議をして決定すると、こういうふうになった方がいいと思うんですが、今日、またここに第1案、第2案、1点も100点も同じだというような意見が出てくるわけですし、そこの公募というものの性格を会長さん、副会長さん方、あるいは幹事会でどのように考えたのか。わざわざ関係ある市民、町民が応募したものが一人も一点、あるいは百人も一点という、ただそれだけの考え方で終わるのか、そこら辺だと思いますので、話し合われた内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○柳田会長

関連して、それでは本荘市の斉藤さん。

○斉藤好三委員(本荘市)

本荘市の斉藤です。

ただ今、大内町さんからありました、私はこれを出したときからそういうふうな意見を申し上げました。

今、事務局サイドの意見も聞くということですが、公募ということ、どんなことなんだろう。純粋な意味で考えてみて下さい。住民サイドに立って公募すると、もし私たちがやるといった場合、1点も1万点も同じだとか、そういうふうなことでは公募の趣旨は私はないと思うんです。町の将来は自分たちで決めると、口をすっぱくして言ってきました。これは直接参加する一つのいい方法でないかと。そういう中で私たちは、1人1点ということでの限定もしてまいったし、この中で決めたいし、1市7町という中でも決めました。そういう中ですから、やっぱりそういうふうなことを考えればこれはおかしいと、どこかで問題が生じてくるのではないかなと、住民サイドで私がもし皆さんの中に、これだけ出ましたよと、ここで公募をあらわしますと書いてます。だけど自分の意志の反映をある程度の第1点目あたりにはやっぱり、何点ぐらいはいつていくのか、私はこれは筋道だと思います。こういうことでは今、いろんなことでもめて、全国ではあるようでございますけれども、もしこういうことで問題とかなっている自治体がもしありましたらですね、事務局にここら辺も、今、いろいろなことが論議されておりますから、ありましたらそれをご紹介したいと、このように思います。以上であります。

○柳田会長

ただ今の大内町の小松さん、それから本荘市の斉藤さんから、公募の性格に基づいてのご意見ございましたが、斉藤さんの方から、全国で公募した中で何かこれに関連したようなことがあったら説明して下さいということでもありますので、事務局で全国で公募したことについて話題になっているようなことあったら説明して下さい。

○斉藤好三委員(本荘市)

訴訟になっているところ、そういうようなところはないでしょうか、こういうふうな問題で。もしそういうようなことありましたら、それをお知らせしたいと思います。

## ○事務局

名前につきましては、各、それぞれ今、全国、かなりの法定協議会の中で、名称についていろいろと協議されているということは皆さんご存じのとおりだと思います。その中で、今、訴訟という話あったんですが、実は、7月でしたか、私もちょっと新聞を見ただけですが、山梨県の七つでしたか、町と村が合併してつくる時に、やはり公募したそうです。これは全国からの公募です。その中で、一番になったところが1回目の選定の中で落ちたということで、住民が多数入ったのが、何で落ちたのかというようなことで訴訟があったと。これは、今、訴訟が出たということで、その先のはまだ出てませんし、訴訟自体どういうものかわかりませんが、いずれにしろそういう形で訴訟が出たということは伺っております。

いずれにしろそんな形になりますと、非常にこれからの流れがぎくしゃくするのかなというようなことで、私どもも急に言われてあれですが、そのような、全国の中には訴訟というのが起きたところもあったということのはちょっと新聞に出てましたので、皆さんもご存じの方もいるかもしれませんが、そういうことがあったということをお知らせしておきたいと思います。

## ○柳田会長

斉藤さん、どうぞ。

## ○斉藤好三委員(本荘市)

はい、どうもありがとうございました。

私が言いたいことは、そういうふうなことで、第1回目のとき、そのラインの中にはいろんなそれは文化とかいろんな歴史観とか、将来のその町の理想像とか、いろんなことがあってそれは決められるべきだと思うし、そのとおりだと思います。この中の委員の中で決めていくことだと思いますが、しかし、第1回目のスタートラインだけには、いわゆるそれが、例えば固有名詞を出した野球の選手の名前あったところはだめだったとか、そんなこともありましたけれども、1回目にはやっぱりそれはある程度のところまでは載せていかなければならないんじゃないかということで私は、この意見を言ったのでした。そういうことで、私、前から一番、これが危惧していることだったので、そのことをお聞きしたところでございます。以上であります。いろいろ参考になりました。ありがとうございました。

## ○柳田会長

私には、事務局の説明ではよく理解できない部分もありましたが、その訴訟なったのは、応募が大体どのぐらいで、それが1番だったのか10番だったのか100番だったのか、軽重のとりかたで訴訟になったと思うんで、新聞にあったとしたら、どこそこの地域でどういうこととはっきり申し上げないと委員の皆さんにわからないと思いますので、わかるように説明してください。事務局、はっきり説明できないようであれば次にうつりたいと思いますが。

はい、大内町の小松さん。

## ○小松敏博委員(大内町)

公募というものがどういう性格を帯びて幹事会なり会長、副会長会議での経過を経たのか、私、それを第1に聞きたいわけですよ。第1案も2案もこれは、私、どっちでもいいです。ただ、公募というものを実施しながら、10点とか80点とか92点とか、わずかに10点ぐらい違うからというだけになる、ただこの性格が何にも反映されないで1点も100点も同じだ、100点の方が悪いなんていうようなことになってしまっていて、関係者が、関係者というのは合併する市民なり町民がわざわざ応募したにもかかわらず、それは取り入れることはできないというような結果になって果たしてよいのかなという、その経過を聞きたいのです。どうかまず、教えて下さい。

○柳田会長

はい、ただ今小松さんの方からのご意見ありました。

1案、2案と提出していますが、今日は委員の皆さんに本来であれば一つの案に絞って提出してもよいのですが、1案、2案を作って提出しています。それで、募集締め切り後、名称並びに応募総数を公表するということで掲載しています。

全国から公募して、それがトップになった場合、それが全然対象にならなくて、別の名前が出たことについて、それで何か訴訟とかという事例もあるようです。

ですから、公募するという意味、それを尊重すべきでないかということの表れだろうと思います。

ここに「名称並びに応募総数を公表する」と、そうすると、委員はおのずとこの公募の意味は理解されていることと思います

この名称決定にあたっては、それを参考にしながら選定することで、1票も1,000票も1万票も同じということには当たらない。これが正に民主主義という住民の直接参加を我々は、重く受け止めるべきではないだろうか、ということで町長さんとの会議ではそう理解しています。

はい、由利町さん。

○尾留川 正委員(由利町)

由利町の尾留川です。

さっきから会長が言われるように、公募して総数が多いのを無視して決定するという大内町さんからの意見なんですけれども、そうでなくて、その得票の多い数の名前も参照にしてこの委員それぞれが決定すればいいのであって、これがその、10割も入ったと言え、9割も6割も入ったとすれば、それを参照にして決定するのが委員の責務だと思います。

でも、組織票なんていうものが出てくると、そういう考えでいちがいにいかない場合があります。ですから、1票も1,000票も、公表した段階でそういうものを踏まえて判断するのが委員の責務だと思いますので、私は、第2案の10作品の、我々の投票した票の中に入っていない場合、この票数の多い作品もこの中に含めると、例えばそうなると最大92作品になると。この得票の多いのを参照にして我々が判断するのが委員の責務だと思いますので、私はそういう意見を述べたいと思います。

○柳田会長

はい、わかりました。

はい、矢島町の茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

このことについては、だいぶ議論をしてきたわけですよ。けれども、多い順にとかというふうな話になりますと、それはもう最後まで尾を引きますよ。やっぱりこの地域に合った名前をこの41人のメンバーで話し合いしながら、できないときは投票で決めましょうということになっていますので、1回目で応募数の多い順に、10作品は最初から選ぼうというふうな話はたぶん、私の感じではほかではしてないと思います。

投票ではありませんので、いろんなこの地域に合った応募ですので、その総数の多いのを参考にしなければならないというふうに、今、ここで決めてしまいますと、最後までいきますよ。そんな決め方は私はないと思いますので、私は第1案に賛成です。あとで、各町から出たときは議長さんがお話すると思いますけれども、ですから、もう何回もやっていますので、先ほど西目町の議長さんが話したとおり、各町で議論した結果をここで発表していただきたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。



○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂です。

事務局の方から、第1案、第2案が出たわけでありまして、先ほど、本荘市長が民意を反映するためには、ということで2案の方というふうな話でありましたが…。

○柳田会長

そう言ってません、まだ。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

議長さんです。大変失礼しました。

それで、訴訟うんぬんということになりましたけれども、話が出ましたが、要するに、投票の多いものを10点という形になりますと、それが新市の名称から外されたということについて、問題が起きたと、こういうことに聞こえました。そうなりますと、この2案というのは適さないのではないかなど。

そしてまた、このように応募数が多いというのは、この協議会の委員の中でも同じ考えの人がいると思います。従って、2案にする必要は何もないと私は思います。よろしくお願いします。

○柳田会長

はい、それは鳥海町の案ですね。

事務局、説明願います。

○鷹照幹事長

訴訟の件に関しましては、今、鳥海町の眞坂さんお話しになりましたけれども、ちょっと違います。と言うのは、はっきり申し上げますと、南アルプスの八ヶ岳という町がございますけれども、これが公募で1位だったわけです。それで、そういう1位になっておきながら、第1次選定のところで、そういうのを全部除外してしまったわけです。そして委員の投票によって、別のものを何点か選んで、その中からまた絞り込んでいって、それで新市名を決めた訳ですけども、公募された第1位が第1次選定から全然入ってなかったのどうして入らなかったかということで訴訟になったのですから、次選定に入っていて、最終的に決まらなかったからその問題が尾を引くというのではなくて、全然、初めから土俵に上がらなかったんです。そういう意味で住民訴訟が起きたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○柳田会長

眞坂委員、どうぞ。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

最初から土俵に上がらなかったということでありますので、多少、考え方は違うと思うんですが、この委員の中で、一番得票の多い、公募の中の得票の多い町の名前が、この41人の中で全然出てこないということはないと思うんですよ、私の考え方では。だから、1案でもいいんじゃないかと。例えば2案にしますと、要するにどうしても最後まで得票数が多いということで、これが尾を引く可能性がある。私はそれを言っているわけです。

○柳田会長

どなたかこれに対して。はい、由利町さん。

○尾留川 正委員(由利町)

尾留川です。

私が言ったのは、本荘の斉藤議長さんが言われるように、公募してもですよ、その民意を反映させるためには、やはりその土俵に1回は上げなくちゃならないと。さっき、助役さんが言われるように、1回から土俵に上がらなかったらどういう弁解するかということなんですよ。

だから、我々が選んだ名称の中に、上位 10 作品が入ってない場合はそれを入れると。入れて審議すると、そういう意見にしたいと思いますので、はじめからそれを除外して、皆さんの判断で任せるというのでなくて、それを考慮するためには、そういう方法がいいんじゃないかなと、そういうように私は思いますので。

○柳田会長

時間を3時半と設定しておりましたけれども、これを4時半まで延長します。

○今野義親委員(鳥海町)

今野です。

これ、前回からずっと引き続きで、私、言うこと変わってないんですが、まず、今回は全国ではないということ、1市7町の中から公募するんですよ。ですから、特定のものが特定に入るというわけではないと思います。ですから、出たものは必ず皆さんが選ぶと思うんですよ。ですから、1案と2案があるんですけども、1案を取っても、本荘市さんがいいようになるんですよ。あなたがた5名の委員がいるでしょう。1人2票ずつ選んだら 10 票出てくるでしょう、あなたがた、高い点数を選ぶとすれば。ですから何もこんな無駄な2案をしなくても、1案で選んでいっていいんじゃないかと、たかが名前決めるぐらいになにこんなにがたごとがたごとやっているのかと、まずここ言いたいですよ。

まだ本当は言いたいことあるんですけども、まず、ひとまずやめて皆さんの意見を聞いてもう一度。

○柳田会長

はい、それでは本荘市の村岡さん。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。

今のことについての意見を述べたいと思いますけれども、私どもとしては第2案だということで話し合いはしました。でも最終的には1案でもいいと思っています。

なぜならば、100 点満点の決定の方式はないと思います。これが 100 点満点だというのはない。その中で私どもは一応、第2案を推薦する理由を述べたいと思いますけれども、協議会のメンバーで話し合えば当然その名前が出てくるじゃないかという意見も確かにそうだと思います。

しかし、今回の決定方法に関しては、第1段階で公募をするということを決めました。この法定協議会に。そして、そのあと公募をした上で第2段階として、協議会でその詳細な内容を決定するというふうな、第1段階、第2段階というステップを踏みましたけれども、第1段階で決めたことの重みも重視をしなければならないと思います。

第2段階でもう協議会で決定するということから、公募の意味合いを考えなくてもいいということではなくて、そして公募の意味合いということは、先ほどお二方から意見がありましたけれども、いわゆる1市7町で範囲を限定して、自分たちのまちのことだから自分たちのまちの名前に関しては、自分たちで決定しようという方法を選びました。いわゆる住民の意向を参考にしようというのが一つの考え方だと思います。

そしてもう一つは、この法定協議会のメンバー41人だけではなくて、多くの人々の広いアイデアとか意見を求めた中で、それを我々のぜひ参考材料にして決定しようという二つの趣旨がこの公募にあると思いますので、いわゆる第2案の方は、そういう意味で、いろんな意味での住民の声を、じゃあ10位までがいいのか20位までいいのか、それは私はわかりませんが、住民の意向としてはこういう形が出たということで、それで決定するのではなくて、まず土俵に乗せると。10作品、あるいは20作品を土俵に乗せる。その上で、もう一方では幅広い多くの意見をこの41人の委員の中で投票して、それも土俵に乗せると。だから92作品ではなくてもっと少なくなると思いますが、そういう形の中で、公募をするということの決定した意味も重ね合わせた上で、こういう形で我々は新市の名前を決定していきますよということを皆さんに知らしめることも私は大事な法定協議会の意義ではないかと思っています。

しかし、さまざまなことを考慮に入れた上で、それでも方式1がいいとなれば、それはその方式として決定をしてもいいのではないかと考えます。

以上です。

○柳田会長

それでは、由利町さんからさっき伺ったので、東由利町さんの方からお伺いしましょう。

○遠藤忠平委員(東由利町)

東由利町の遠藤です。

実は、本荘市の村岡委員の方からもお話ありましたけれども、私どもの方では、検討はしましたが、1案、2案、どれだということは決定しませんでした。ということは、村岡委員の方も申し上げましたけれども、100点満点の決め方はないのではないかと。

それから、公募された重みも十分に尊重するというようなことからすれば、1案も2案も似たような、土俵にあげるという意味では、同じではないだろうかというようなことで、特別に1案がいいとか、2案を支持するとかということは決めませんでした。皆さんの委員の体制を見ながら、再度私ども委員がここにおられますので、検討したいと思います。以上です。

○柳田会長

それから、西目町さん、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

西目町の齊藤です。

私が前回、1案というようなことで申し上げました。私はそれを撤回するのではないんですが、基本的には、私の意見は1案で全部そういうものは網羅できるんじゃないかというような気持ちは今現在も変わっておりません。

ただ、西目町の、いわゆる合併懇談会というのがありまして、これがほとんど第2案ということになりましたので、協議会委員皆さんで意見調整したところ、やはり懇談会の意見を尊重するというようなことでありまして、西目は第2案ということになります。

ただ、1位から10位まで全部土俵に乗せるというのは結構であります。しかし、多いから絶対どこまでもトップだということは、これは絶対にあり得ないということは付け加えさせていただきます。全部同じ土俵であるということになりますので、よろしく願います。

○柳田会長

次に、岩城町さんから一つ願います。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の地域振興研究会では1案という結論を得ました。

ただいま議題となっております選定方法、冒頭から数の多いのを無視しますと、訴訟だとか何とかと、これは圧力以外の何ものでもない、私は、啞然といたしました。もっと胸襟を開いて、みんなでお話し合いをしながら決めていこうではありませんか。圧力ですよ、これは。非常に残念です。

私は、数の論理を否定するものでも何でもありません。全体の協議会の中で方向が決まりますと、従います。しかしながら、冒頭からそういうことが出てくる。誠に残念極まりない。そう思います。

○柳田会長

ただいまのご意見を伺いますと、1案は矢島町、鳥海町、岩城町さん。それから2案は大内町さん、由利町さん、本荘市、東由利町、西目町というふうに聞かれましたけれども、東由利町さんも2案ということで…、1案は矢島町さん、鳥海町さん、岩城町さん、そして大内さん、由利町さん、本荘市、東由利町、西目町さんは2案でというふうに聞きましたけれども、それについて皆さんどうでしたでしょうか。

（「会長さん、東由利は体制を見て決める」という声あり）

○柳田会長

東由利は体制を見て決めるということですが。

○柳田会長

村岡さん、再度お願いします。

○村岡兼幸委員（本荘市）

各町の中でとなれば、それは2案の方を推薦申し上げます。

それで先ほど言った意味は、ここの協議会で決まったものには1案に決まればそれは全面的にその方法でもって合意していくことに決めるという意味合いで言ったつもりです。

○柳田会長

だけれども、この案では、どっちの案をあなたが…。

はい、鳥海町の今野さん、村岡さんはそう言ったということです。いいですね。

○柳田会長

それでは、由利町の村上さん。

○村上 亨委員（由利町）

由利町の村上です。

先ほど、私どもの尾留川委員からお話ございましたけども、これにつきましては、私どもの議員でつくっておりますまちづくり協議会の中でも話し合いして、前回もお話したとおりでございます。

ということは、公募するというをやっぱり決めた以上は、そうしたことを9万あまりの方々の意見をやはり尊重しなければならないのではないかとということで、決してそれに決めなければならないという、訴訟とかの、そういうことは全然無関係に、ただ、やはり私どもの41人のほかに、9万人あまりの方々がおいでになるわけですから、その方々のご意見はやはり尊重はしなければならないのではないかとということで、まず、先ほど、土俵に上げると、上位何点かは土俵に上げる

と。そのほかに、協議会の皆さんで考えて、その中から選択していい名前があればそれを上げてみんなで考えた方がいいんじゃないかということで、第1案でもそれは必ず上がってくるという話でしょうけども、決してそれは応募によってそれを最初からまず考えていくということと、協議会の中で誰かがそれを考えるだろうということは、応募に対する姿勢としてはちょっと違うのではないかなと思います。

応募した以上は、やはり応募の選択、そういう選択を協議会で取った以上は、それを住民の皆さまの意向として優先というか、土俵に1点として上げるという意味の優先ですが、考えるべきであらうと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ、本荘市の斉藤さん。

○斉藤好三委員(本荘市)

私から申し上げますけれども、私、圧力とかそういうような、もし適切な表現でなかったらそれは撤回しますが、そういう意味でなくて、皆さんもそうでしょうし、自治体の名前の決め方とか何かというのはいろんな本なんかいっぱい出ているわけですね。これは、皆さんもそれぞれみんな研究なさっていると思うし、そういう形の中で、先ほど、それから鳥海町さん、議長さんが言われました、本荘市さんは何さでも入ると、私はそんなちっちゃな考え方なんか一度も考えたことないです。

ただ土俵の第1段階では上げてもらいたい。ただし、今、全国でもこういう風潮があると。これは私が今持っている本もそうですが、だからそういう民意を反映させるためには、これはやっぱりそこまでいかなかったら、いろんな問題が出るだろうと。私は決してこの中に圧力かけたり、そんなプレッシャーをかけるなんて、そんなことは一切考えておりません。その点はもし誤解があれば、それは訂正します。そういうふうな思いでなくて、これからもそういう一委員として、いいまちを、自分たちのまちは住むと、ここにいいまちをつくると、住んで良かった、そういう考え方で頑張りますので、どうかもし、手違いありましたらそこら辺は一つご了承賜りたいと、このように思います。そういう意味で申し上げたのでした。以上であります。

○柳田会長

はい、わかりました。

東由利町さん、今までのご意見いただいてどうでしょうか。はい、大内町長さん。

○佐々木副会長(大内町)

私の方からも一言、申し上げたいと思いますが、先ほど、司会の方から、各町の協議の結果どうだろうというような問いがあったわけで、それなりの協議をされたところ、まだされておらないところ、さまざまあるわけでございます。

また、中にはそれこそ町で協議する、しないは別にしまして、合併協議会の委員という立場でここに出席をされておられるわけでございますので、やはりこの1案、2案、それに対して私はこういう、こういう理由でこうだということなしに、やはり1案なり2案なりというものを私は選んでいきたいというような話を大いに出していただいた方がよくないだろうか。一つ一つの町の意向がどうだろうという、なかなか協議しておらないところは結論は出せない。そうすれば次の回にこれは持ち越されてしまうというようなことにもなるかと思っておりますので、一つそういう面でも大いに意見を、理屈でなくて、それこそ内容を問わなくともどちらがいいなというようなことは、私は出した方がよいのではないだろうかと思っております。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、各町長さん、何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

#### ○佐々木正男委員(大内町)

今のお話の基本は何かと申しますと、公募したということが、要するに応募された方々に真意が伝わるかどうか、それが基本的な考え方だろうと思います。

今、1案と2案あるわけですけれども、私は2案の方がそういう皆さまにご納得いただける方法じゃないかなと。今までの皆さんのお話を聞いてましても、その方がベストじゃないかなと。大体議論は皆さん出つくしておりますので、そういうのが、私ども大内町というわけではございませんが、今、うちの町長さんも言われましたが、私、委員としての公募で新市の名称を決めるという、その精神からすると、第2案がベストではないかなと思います。

#### ○柳田会長

はい、ありがとうございます。

今日、4時半まで時間延長しました。今日、この1案か2案を決めていただきたいということは、公募締切が9月9日までというふうになっております。9月9日を過ぎるとすぐ集計に入りますので決めるべきだと思います。

今日、皆さま方からのご意見を集約し、決定したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○阿部副会長(東由利町)

私らの町、今、議長さんが、我々はというような言い方しましたけど、そういう言い方で私らの委員というのは、そういう言い方をしています。それは、ここには私ら5人出ていますけれども一人一人がこの41人のうちの一人だというふうな気持ちでこの会に臨んでいるのです。ですから、議長、いいと言いましたが、議長が一人、頑張っただけでも、一束ひとからげというふうな意味では、我々はないわけでありまして、それぞれの町村ということではなくてですね、一人一人が対等なのです、発言権を持った意見を言えるという立場でですね、私は是非、発言をしてもらいたいと思います。

そういう意味では、斉藤議長さんが言ったから、村岡さんが違うんでないかという言い方はどうしてもおかしいんでないかなと思います。それぞれ、一人一人が一人一人の発言をきっちりやってもらいたいと思います。

そういう意味で私は申し上げさせてもらいますけど、東由利町の代表ではありません。ここでは41人の副会長でも、超えてですね、申し上げるわけですけれども、公募するとき、公募すること、つまり一つの名前を決めるための公募なわけでありまして、つまりこういう手順で一つに絞りますよと、そのための公募はこうですよということを決めるべきだというふうな発言をしたつもりでありました。

あのとき、時間切れになりましたから、結果的に今、こうやって議論するのは、それはそれでいいと思うわけでもありますが、まず私は、公募という意味は、アイデアの募集の公募ということも公募の一つだろうと思います。

でも、あのときの皆さんの意見はですね、1市7町でそれぞれの意見を聞いてみたいというふうな言い方だと思うんです。つまり、参加させたい、参加してもらいたいという意味の公募だったろうと思います。だとすればですね、やっぱり、1人よりも100人の方が、やはり意見をたくさんというふうな思いのですね、結果的になるんでないかなと、私などは常識的に思うわけでありまして、ありますので、先ほどから出ていますけれども、今まだ9万人分集まりません。491人というふうな言い方でありましたけれども、もう1カ月ありますから、1,000点ぐらいは出てくるだろうと思いませんけれども、上位からですね、やっぱり皆さんの公募の意志というふうなことを尊重して、今の言

い方の公募でありますと、そういうことだと私、思いますから、1点から10点でもいいし、つまり上位からですね、20点でもいいし、そうでなければ50点でもいいから、やっぱり皆さんの主張は、合併協議会で取り入れましたよというような言い方をするのが私は礼儀だというふうに思うわけがあります。ために、第2案の方ですね、私はこれでいいんでないかなというふうな思いをします。

結果的に、2案を入れてもですよ、41人一人一人が2点というふうな言い方がありますから、82点ですか、それに10点足してもですよ、20点足してもいいんでないかというふうに、私などは改めて思うわけです。是非、反論を聞きたいと思います。

#### ○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。

#### ○加藤副会長(岩城町)

岩城町の加藤でございます。

反論というか、私は結論を言えば1案の方がいいのではないかと思います。

そこでまず、一つは、公募するということは、広く皆さんから参加をしていただくというのが根底にありますけれども、これは選挙ではありません。選挙であれば、一番多いのを当選、これは当たり前ですね。あくまでもその圏域の皆さんからいろんな考え方を伺う、参考にする、これが基本ベースにあるのではないかと思います。

そして、結果的には1案の場合も、2案もそうですが、応募数は公表するということでもありますから、当然、別に何々市、何々市がなんぼ入ったとかというのは公表されるわけですから、別にそういうこだわることは何もないのではないかと私は思います。

ですから、地域民主主義、民主主義という、本荘市の議長さんから、多い方がすべてではないかという議論になりますと、これは、ほとんど基本的なことに関わっておると思いますが、何でもそういうふうにいけますと、本来、新しい市を作ろうというその意気込みが薄れるのではないか。やはり本荘市中心なのは当然でありますから、黙ってても当然なんですよ、これは。ですけれども、新しい市をみんなで作るんだという、そういう意気込みからいえば、やはり私は、そういう基本的に、数の論理だけではなくして、いろんな意見というものを、多様な意見があってもいい、それはやはり最終的には41人の皆さんがそれぞれの考え方で決めれる、そのための法定協議会ですから、それぞれ、町でもいろんな意見がくい違うことがあるかもしれません。私はそれでもいいと思うんです。だから基本的に私は、そういうことで1案ということになります。

#### ○柳田会長

振興局長には、もしご意見あったら。

それでは矢島町さんから順序に、一つ。

#### ○佐藤副会長(矢島町)

矢島町の佐藤でございますが、実は、この案件につきましては、過去4回もこの法定協会でいろいろと協議をして今日に至っております。私は、今回、二つの案で提案されております議論もある程度、出つくしたと、そのように判断をいたしております。従って、この協議会におきまして、1案、2案を決定して、すべきだと、これは別に私ども副会長でございますが、会長が議長としてこの協議会を進めておりますので、あとは議長の採決、判断でこれは決定すべきだろうと、そのように思っております。私個人といたしましては、第1案を選びます。以上でございます。

#### ○阿部副会長(由利町)

由利町の阿部と申しますけれども、皆さんのように話が上手にできないと思いますけれども、要するに、公募した結果の得票の多いものを、得票というんでしょうか、応募数の多いものを主体的

に扱うのか、あるいは、41人の委員の皆さんの意見を主体的に扱うのかと、この問題だろうと思います。そうした意味で、私、実はうちの尾留川委員から、いわば折衷案のようなものが出ました。つまりは、私は、主体的に、この41人の委員が一人2点ということでございますから、それが最大で82点ですか、もしその中に、応募数の、例えば10番目までの名前が入ってなかった場合には、その82点に加えて最大92点ですか、これで選んだらどうかという話を、うちの5人の委員で話をした際に、あるいは正副会長の会議の際にも提案いたしました。それは一蹴されました。

まだ再度提案したいという思いがあるわけですが、おそらくその応募数の多い作品と申しますか、それはおそらく委員の皆さんから出てきた最大82点の中には入るだろう、つまり皆さん心配されているのは杞憂にすぎないだろうというふうに思いますので、この1、2のどちらかということになりますと、私も1に賛成をさせていただきたい。このように思います。

#### ○三浦副会長(西目町)

西目町の三浦でございます。

1番も2番も大変大事な内容を持っております。それだけに、いろいろ時間かかっているわけですが、いろいろ町民の懇談会やらそういうものを総括しますと、やっぱり2というところで私は落ち着きたいと思っております。それで前の方に進めたらいかがなものでしょうか。

#### ○佐藤副会長(鳥海町)

私は、岩城町長さんと全く同じ考え方でありまして、確かに応募者の気持ちの尊重ということは大変なことではありますが、しかし、一番最初に募集の締め切り後に名称並びに応募数を公表するという、公表しておりますので、そこで十分尊重されているのではないかなと、私は思います。

また、応募数の多いものを優先的に選ぶということになれば、やはり動員投票も可能ですし、数の論理ということにもなります。対等合併でありますから、この委員の中で第1案で選んでも十分にそれを尊重した選び方ができるのではないかと、こう思います。

#### ○柳田会長

そのほか、町長さん方からは皆、お話いただきましたが、矢島の町長さんから、座長の採決に任せると、こういうご発言もありましたが、まず、今、由利町さんの尾留川さんと阿部さんの話では、町長は1、尾留川さんは2と、こういう話もあったり、さまざまです。ですから、皆さんにはさまざまな意見あると思っております。

ただ、本荘市の齊藤さん、それからそのほかこの2案に賛成した方々の意見は、公募した人に対する、ある意味での敬意として、10番まで公表という形で、取り入れるべきと、また、それはそれとして、委員の皆さん方に、それぞれ2作品ずつを選んでいただくということは、要するに、公募したもののなかからもう選んだのだと、もう1つは公募した人の意見をきちんとテーブルに乗せるということが、公募された方に対しての思いやりであり、参加いただいたことだと、私は思います。

その意味で私は、2案をとりたいと思っておりますが、これに同意をいただきたいと思っております。

#### ○前川 侅委員(岩城町)

皆さんも議論は出たと思っております。だけど、みんな委員が一人一人、権限があります。各町もばらばらであります。これは、やはり挙手で数の多い方にとっていただきたいと思っております。以上です。

#### ○柳田会長



投票といえば勇ましくて大変いいですけども、これまでの町村の合併の進められた方々からすれば、投票というものは必ずしも最良と言えない面もありますので、論議は尽くすべし、論議を続けませんが、休憩します。

午後 3時59分 休 憩

.....  
午後 4時11分 再 開

○柳田会長

それでは、会議を再開します。

はい、どうぞ、前川さん。

○前川 侅委員(岩城町)

この2案の件についてちょっとお尋ねしたいんですけども、この中で、「新市の名称としてふさわしいと委員が考えた名称を各委員2作品」なっておりますけれども、この「ふさわしい」ということは、あくまでも公募された中からふさわしいというふうに解釈していいのか、あるいは、公募外でもふさわしいと考えた場合はそれも含むのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただ今の件でございますが、公募してその中から選ぶというのが大前提でございますので、「公募されたものの中からふさわしいと思うものを」ということをご理解いただきたいと思います。

○前川 侅委員(岩城町)

はい、わかりました。

もう1点お伺いしたいんですけども、1案は先月のこの会の際には、こんなこと言ってはなんですけれども、私のところの手元にもありました。しかし今回、この2案が出てきたという、この中身を聞きますと、何も変わったところがない、10 作品をというのが入っているだけであります。ですから、先ほど、矢島さんの茂木さんも言いましたけれども、公募数の多い 10 点というのが私ども引っかかるわけです。1案も2案も何も変わらないんですけども、その 10 というのが、そんなに、これはかなり重みがあるのかなと解釈するんです。ですから岩城町は1だと、こういうことです。

○柳田会長

10 というのは、そうすれば前川さんに逆に私から質問しますが、公募作品のうち一番多いものでも1点ということでしょうか。1作品だけということですか。

○前川 侅委員(岩城町)

公募というのはあくまでも公募だと、よくわかるんですけども、今、この新しい市が誕生しようとしているわけです。ですから、本当にこの市にふさわしいような、公募の中から。ただ上位とかということじゃなくて、本当にふさわしい名前、そして1市7町が、ああ良かったなと、ふさわしい名前だと言われるような、やっぱり私は名前にすべきだと、こう思うんです。何も公募数が多いからだめだとかいいとかそういうことでなくて、本当に新しい市にふさわしい名前だと、みんなが喜べるような、そういうやっぱり名前にすべきだと、私はそう思うんです。

ですから、公募が多いとかどうかということは、除外したほうがいいんじゃないかというのが私の理論です。

○柳田会長

公募するのはみんながいいまちにしたい、多ければ多いほど、やっぱりそれがいいまちという、そういうことにもなる。ただしそれだけではだめだから委員の皆さんにその 10 作品は、それはそれとしておいて、委員の皆さん方から厳正に選んでもらうというのがこの 2 案であろうと、このように思います。

そうすればあなたの見解、どうなりますか。

10 ということは、上位のほうから 10 で、これはやっぱり民主主義のそうした参加者の数の問題も十分、これ選挙ではないとは言いつつも、それはやはり民主主義としての重みであろうかなと、こういうふうに思いますが。

はい、どうぞ。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

どうもこの第 2 案が、先般の大内での会場の折に浮上したというか、それは会長はじめ事務局担当関係で、あの日にこの 1 案でも出しておればこれに肉をつけてものができてあったと思う。なかったもんだから、鳥海さんからこういうペーパーが流れてますということで集約したのが今日の会議だと思えます。

そういう意味で、これは議論しますと深まるばかりであります。溝が大きくなるばかりでありますので、まず一つ、会長さん、そして各町の町長さん、いわゆる副会長さん、それから議長さん方集まっていただいて、少し意見の統一を図ったらいかがなものでしょうか。ご提言申し上げます。

○柳田会長

はい、鳥海町さん。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますけれども、いろいろとこの問題につきましては、例えば最初の会議では新市の名称の決め方というときに、募集方法だけで終わったりしまして、今まで先送りした部分が今、こういうふうになっていると思うわけでございます。従って、私は応募の中から新市の名称にふさわしいという、これで一つ尊重されるわけでございます。

それで、会長さんが先ほど第 2 案というように示されましたけれども、いずれにしましても、これは第 1 次選定の問題でありまして、第 2 次選定からは、応募総数にこだわらないと、この条件をつけていただきたい。こう思います。ということは、多いからという、矢島の茂木さんも申し上げましたけども、尾を引くようなことのないようにということでございます。

○柳田会長

はい、由利町の村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

この問題でこれほどもめるのは、出席委員の皆さん、自らの意にあまり添わないところではないかと思えます。実際、上位 10 点を選ぶか選ばないか、その 1 点に本当につきますのでございまして、やはり私は先ほど言ったように公募を選定した以上は 10 点という、ほかの住民の皆さま方からのご意見を尊重したいということで思いましたが、ただそれで、その 10 点を選ぶか選ばないかでこれほど紛糾して、名前、最終的に決めるとか何とかとなれば別ですけども、何でこんなにもめなきやならないのか、私は不思議でなりません。それを多数決とかになるとまた亀裂ができるでしょうし、先ほど大内町さんが話されましたけれども、まず何かしら、別にそれは首長、議長

でなくてもいいと思いますが、打開策、是非ともこれは、今日は本当に決めていただきたいと思  
いますし、是非ともこの辺、お願いしたいと思います。

○柳田会長

それでは時間も相当経過しました。それで、今、大内町の議長さん、それから由利町の村上議  
長さんからの提案もありましたし、今日中にやはり決めたいと思いますので、各町長さん、それか  
ら各議長さんが別室において協議することで議長に一任されたいと思いますが、いかがでしょう  
か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

賛成多数でございますので、別室において協議をさせていただきます。

○柳田会長

暫時休憩します。

午後4時20分 休 憩

.....  
午後4時22分 再 開

○柳田会長

それでは会議を再開します。

先ほどの副会長の町長さんと各市町の議長さんと別室において協議することについて、私、議  
長に一任されたいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

多数でございますので、暫時の間休憩し、別室において議長、そして町長さん方と協議をさせて  
いただきます。

それでは、一任された結果を皆さんの総意と決定してよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議ないようですので、そのように進めたいと思います。

暫時休憩し、速やかに議長さん、町長さん、別室にお運び下さい。

会議を5時まで延長します。

午後4時23分 休 憩

.....  
午後4時49分 再 開

○柳田会長

会議を再開します。

ただいま市町長、そして市の議会、町の議会の議長、別室において協議をしましたが1案ということに決定しました。

2案を支持された方々からは、公募したからには、公募した方の上位10をテーブルにのせないということは、公募した人の気持ちを十分表現されないのが残念だとの意見もあったことを付け加えておきます。

一任いただいておりますので、以上で終わります。

次に移ります。

協議第7号 新市まちづくり計画(素案)について事務局から説明をいたします。

## ○事務局

協議第7号 新市まちづくり計画(素案)についてご説明を申し上げます。

別冊になっております新市まちづくり計画をご覧いただきたいと思っております。

前もって配布しておりましたので、内容については委員の皆さまご覧になったと思っておりますので、簡単にご説明を申し上げます。

まず最初に、新市建設計画を新市まちづくり計画としておりますが、その理由としては、建設計画ではハード面だけの計画というようなとられる懸念がありまして、まちづくり計画としたものであります。

次に、目次をお開きいただきたいと思っております。この計画は、第1章の序論から第7章の財政計画までの7章から構成されますが、今回の素案として提案するのは、いわゆる将来構想部分でありまして、第1章から第5章の1、施策の方針までであります。

第5章の2、県事業の推進、第6章、公共施設の適正配置等統合整備、第7章、財政計画については、現在、幹事会などと協議を重ねながら作成作業を行っておりますので、今後の協議とさせていただきます。

1ページ目をお開き下さい。ここでは、合併の必要性について記述をいたしております。社会的潮流による必要性として住民の日常生活圏の拡大、地方分権への対応、少子高齢化の進行、効率的な財政運営の4項目をあげております。

また、3ページ目には、地域の活性化から見た必要性として、広域的なまちづくりの推進、活力あるまちづくりの推進の2項目を挙げております。合わせて6項目からの必要性を記載をいたしております。

次に、4ページ目につきましては、計画策定の方針を載せております。これについては前もお話したことがありますが、計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間といたしております。

次のページをお開き下さい。

第2章、新市の概況であります。5ページから12ページまでは現在の1市7町の概況を書いておりますので、後ほどご覧いただければというように思います。

次に、13ページをお開き下さい。主要指標の見通しであります。平成26年度を目標年度として、人口については8万6,000人と想定をいたしております。これまでの各市町の国勢調査結果をもとに、日本統計協会でも人口推計をいたしておりますが、これによりますと、新市の平成27年の人口は8万3,454人と予想されております。この推計よりは、約2,500人ほど増した計画にしておりますが、その考え方は平成12年国調では県立大学の学生が半分しか入っていなかったというようなことで、学生と職員分合わせまして500人程度の増を見込んでおります。残り2,000人は若者の県外流出を防ぐ雇用の場の創出や定住促進などの施策により増加を見込むものであります。

世帯数については、1世帯あたり人員を2.8人と想定し、この人数で想定人口の8万6,000人を割りますと3万世帯というような推計をいたしております。就業人口については、15歳から64歳までの生産年齢人口の85%というように推計をいたしまして、4万2,617人と想定しております。また、産業別では、これまでの推移を勘案して第1次産業の就業人口を3,409人、8%、第2次産

業の就業人口を1万 5,768 人、37%、第3次産業の就業人口を2万 3,440 人、55%としております。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思います。第3章、住民の意向と新市まちづくりの課題であります。15 ページから 18 ページまでは4月に実施しました住民アンケートの結果を抜粋して掲載をいたしております。

次に 19 ページをお開き下さい。ここでは、新市におけるまちづくりの課題について記載しております。住民アンケートの結果や意見などを考慮しながら、11 項目にまとめております。次に、23 ページをお開きいただきたいと思います。第4章、新市まちづくりの基本方針であります。新市のまちづくりにおいては、共通の理念のもと、それぞれの地域特徴を尊重しながら、地域の一体化と地域全体の成長と発展を図らなければなりません。このため、新市まちづくりの将来像を支える基本理念として人と豊かな自然がつなぐ健やかで創造性あふれるまち、交流とにぎわいに支えられていきいきと躍動するまち、住民自治と共同の精神に基づいた可能性豊かで自立したまちの三つを掲げております。

そして、この三つの基本理念を踏まえて、新市の将来像を豊かな自然に抱かれ、協働の精神に支えられた躍動と創造の都市と書いてまちというようにしております。

この将来像でイメージするまちは、山・川・海の豊かな自然に恵まれ、それぞれの地域の特性や歴史、文化を尊重し合いながら人々の心をつなげていく健やかで潤いと安らぎに満ちたまちであります。そして、豊かな自然の恩恵を受けて基幹産業であります農業をはじめ、林業、水産業を守り育てていくまちであります。

また、住民一人ひとりが幸せと誇りを実感できるように、住民と行政が力を合わせて新市の課題に取り組み、新しい可能性を切り拓いていくとともに、住民自治組織の充実したまちであります。そして、広い新市全域に高度情報通信基盤が整備され、地域の格差がなく、商工業や観光が活発で、若者をはじめ、多くの人々の交流が活発で、にぎやかでいきいきと躍動するまちであります。また、県立大学と産・学・官連携による各産業において新しい技術や製品、あるいは価値を創造するとともに、新市に貢献する創造力あふれた人材を育成するまちであります。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。

#### ○柳田会長

時間を5時半まで延長します。

#### ○事務局

25 ページは、新市まちづくりの基本方針であります。将来像を実現するため、基本理念に沿った基本方針として、次の七つの柱を掲げております。一つ目が、地域に開かれた住民自治のまちであります。地域の住民自治組織の強化や住民と行政の共同によるまちづくりの推進などを期待しております。

二つ目が、活力とにぎわいのあるまちであります。産業の振興、産・学・官連携の促進、雇用の安定と若者定住の促進について記載しております。

三つ目が、健やかさと優しさあふれる健康福祉のまちであります。健康づくりや高齢者福祉の充実、子育て支援などについて記載しております。

四つ目が、恵まれた自然と安らぎのある環境共生のまちであります。住環境や衛生環境、消防防災、上下水道などの環境整備と自然環境の保全と共生等について書いております。

五つ目が、豊かな心と文化を育くむまちであります。教育の充実やスポーツの振興、歴史、文化の保存と継承等について記載しております。

六つ目が、心ふれあう情報と交流のまちであります。道路網や公共交通、高度情報通信基盤の整備等について書いております。

七つ目が、行政改革による健全なまちであります。行政運営の効率化と財政運営の健全化についてそれぞれ記載をいたしております。

次に、29 ページをお開きいただきたいと思います。29 ページは、新市まちづくり計画の体系図であります。新市の将来像を達成するための三つの基本理念と、それを支える七つの基本方針、それに第5章に記載しております基本施策から構成をされているという体系図でございます。

次に、30 ページをお開きいただきたいと思います。30 ページは地域別の整備方針であります。各市町を地域拠点と位置づけ、それぞれの地域の整備の方針を記載いたしております。

次に、33 ページをお開き下さい。ここには、地域連携軸として情報通信網と幹線道路網の形成について記載をいたしております。なお 34 ページにはそれを図解しているものであります。

次に 35、36 ページをお開き下さい。ここでは、交流機能として五つにゾーニングをして、それぞれ図で示したものであります。

次に、37 ページから 40 ページ目までは、新市まちづくりの重点プロジェクトについて記載をいたしております。この重点プロジェクトの位置付けとしては、新市の将来像を実現する上で特に重点的、戦略的に取り組むべき施策で、第5章新市まちづくりの基本施策に掲げられている個々の施策に総合的に波及効果を及ぼす可能性のある、どちらかというソフト分野の新たな考え方について示しているもので、4項目について掲載をいたしております。

一つ目が、CI(シーアイ)づくりプロジェクトということで、CIとは、新市の一体性を指しております。二つ目が人づくりプロジェクト、三つ目が地域づくりプロジェクト、四つ目が産業づくりプロジェクト、以上の4項目であります。

41 ページから 69 ページまでは第5章、新市まちづくりの基本施策について記載をいたしております。第4章に掲げる新市の将来像を実現するため、七つの基本方針を掲げておりますが、この基本方針に沿った基本的な施策を列記したものであります。なお、基本的な施策の中に、まだ協議会で確認の済んでいない事項、例えば地域審議会などについては設置するものとしてとらえなければ、具体的なイメージが伝えられないということで、あえて掲示をしておりますので、今後の協議結果により修正しなければならない場合もありますので、その点についてはご理解をいただきたいというように思います。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。

#### ○柳田会長

ただ今、素案の説明がありました。前もって皆さまにお渡ししてあるわけではありますが、今日は時間がございませんので、これを一つ一つ皆さま方からご意見をいただくというわけにいかないと思いますので、継続審議といたしたいと思います。

今、事務局が話ししましたように、文言等、あるいはその地域における問題点等、おそらくこの中に記載されてない部分もあるかもしれません。この次の会にこれを継続して、この素案に基づいて意見を賜るということにしたいと思います。

そしてまた、そうした意見を踏まえて、幹事会のほうで検討を加えて、更にこの計画について、皆さま方に協議の上、進めたいと思います。

この素案は、この前お渡ししておりますが、今ここでこの部分については是非ということがありましたら。

鳥海町さん、どうぞ。

#### ○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂でございます。

2点ほどお願い申し上げたいと思います。

まず、この資料、まちづくり計画、非常にいろいろと、多岐にわたって述べられておりますが、43 ページでございますけれども、住民自治組織というものがここに出ております。私どもが期待して

いるのは、これからいろいろと新市において調整するという項目もたくさんあるわけでございますから、地域自治組織をぜひ導入していただきたいと。このことをまずお願いしたいわけでございます。

それからもう1点は、今日も延長延長でございますけれども、これからさらに大変な、いろいろとまちづくり計画の本番を迎えるわけでございますので、どうしても1日の会議時間2時間の設定は私は短いと思います。原則2時間ということになっておるようでございますが、これを3時間に変更し、さらに足りない分は延長すると、こういうようにしていただかないと、会議が充実しない、そういうふうに思いますので、この2点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○柳田会長

今、2点につきまして事務局で検討してまいります。

この自治組織の問題なんですが、まだ総務省のほうの考え方も多少流動的でございますので、そうしたことも踏まえながら、この中に盛り込むように。

また、時間の問題ですが、今日のように、特に、皆さん方からご意見をいただかなくてはならない協議項目のある場合は、長く時間設定をすることは、当然必要でございますので、それらを事務局に十分検討させますのでご理解下さい。

#### ○三浦副会長(西目町)

時間もだいぶ押し迫ってまいりましたが、ちょっとだけ、新市のまちづくり計画、素案ですが、だいぶ前に配布されたので、全部目を通しました。序論からずっと最後のほうまで、財政計画まで見たんですが、ただ、産業振興のところ、基幹産業が農業と、こういうふうにあるんです。基幹産業が農業だというふうな位置付けは私も持っておりましたが、だとするならば、「あきたこまち」や「ひとめぼれ」、あるいは畜産、果樹、蔬菜、こういうものはいいわけだけれども、もう少し光るものがあるのではないかなと、こう思っておりますから、事務局の皆さん、少し聞いて下さい。ちょっとそこら辺のところちょっと物足りないなど。この地域はやはり基幹産業は農業である。農業だとするならば、もう一つ二つぐらい目に見えるものが必要であると感じた次第です。それさえあれば、他はもう十分良くできていると私は思っております。ですので、もう少し頑張ってください。お願いします。

#### ○柳田会長

ありがとうございます。

大内町の小笠原さん。

#### ○小笠原良一委員(大内町)

今の西目町長さんと全く同じことなんですけれども、私もこれ見させていただきまして、やはり、これからは非常に不景気、不景気と我々の業種も不景気と言われてますけれども、これから明るいのはやはり、農業だと思います。ですから、この地域は農業を真剣に取り組んでいくことによって、ここにも46ページにも載っていますけれども、やはり地産地消ということで、現在でも、おそらく公共施設等には中国産の野菜なんか入っていると聞こえている部分もあります。ですから、もっと真剣に農業政策というものをちょっと西目の町長さんと同じ意見でありますけれども、取り入れてもらえばいいなと思っているところであります。

#### ○柳田会長

はい、ありがとうございます。ほかに。

はい、どうぞ、本荘市の東海林さん。

○東海林京子委員(本荘市)

一つは、とってもよく住民の声というか、そういうものを反映してまして、よくできている素案だなと思いました。本当にご難儀されたことと思います。

それで、お願いが2点ほどあるんです。一つは、これから高齢化社会になっていくというので、ボランティア組織なんかこう、ずいぶん入れてらっしゃるようですが、やはり高年パワーとか、高齢者のパワーというものを、もっともっと活かせるようなものが、どこかに具体的に入れていただければ嬉しいなと思います。これ一つ。

それからもう一つは、事務的なことで各市町村、1市7町がすり合わせていくということはまず容易なんだけれども、どうしてもそういうことでできないこともあるのでないかなと。例えば教育関係のことなんかであれば、例えば1市7町の教育長さんあたりがいろいろと話し合った結果、今の教育の流れなんかにも踏み込んだものがここないと、これからの教育というのはどうにもならないのでないかなと思ひまして、その辺、何というか、そういうところにも介して、もう一度検討された部分もお願いしたいなと思います。

○柳田会長

今日は、各委員からそれぞれご意見を賜ることは、相当の時間かかりますので、今度の会までということではなくて、是非とも委員の各位が、事務局に何ページのどこにどういうことを入れたらいいとか、これはふさわしくないとか、などの意見を寄せていただきたいと思います。

そうすれば非常にこの次の会は、スムーズに進むことができますので、どうでしょうか。

直接書いて出してもらうか、あるいは矢島町なら矢島町で相談して事務局に申し入れする、それを事務局で整理し、また幹事会でも検討することでいいと思いますが、どうでしょう。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、この次の会の予定について報告してください。

○事務局

次回は、このあともう一度言いますが、前に皆さん方にお話ししてありますが、9月25日になります。

それで、できましたら誤字、文言、細かい表現などにつきましては、8月20日頃までに1回いただければと思っておりますが、そのほかにつきましては、いろいろとご意見を頂戴しまして、次回9月25日に予定しております協議会でご協議いただきたいと思いますと思っております。

○柳田会長

ただいま事務局のほうで、9月25日に次の会を開きたいということでございまして、事務局のお願いとしては、誤字だとかその内容について指摘、あるいは提案ありましたら、今月の20日までとなっておりますが、皆さん20日まで、いいですか。事務局で9月25日開くには20日までお願いしたいという、事務局のお願いです。

これまでも皆さん十分目を通されていると思うので、事務局としてもこれまで大変皆さん方から早くやるように、早くやるように、遅れているんじゃないかという叱咤激励をいただいておりますので、そういう意味では20日を期限としたことかと思いますが、20日までお出しいただけますか。鳥海町さん、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

無理だと思います。



○柳田会長  
どうしてですか。

○今野義親委員(鳥海町)  
私のほうは、委員の方々を集めて、いろいろと議論しなくてはならないですから。

○柳田会長  
委員が主体になって進めておりますので、委員の視点から、是非お願いできませんか。

○今野義親委員(鳥海町)  
ほかの町も、無理だと思いますが。

○柳田会長  
ほかの町はどうですか。  
それでは鳥海町さんの意見も組み、8月いっぱいということでもいいですね。  
それでは8月いっぱいとしませんが、事務局、頑張ってください。  
これをもちまして4つの議題につきまして、本日提案されました協議事項はすべて終了します。  
この際お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字その他文案等の整理を要するものにつきましてはその整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長  
ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。  
以上をもちまして協議を終了いたします。  
その次のこと、事務局。

○事務局  
最後になりましたが、その他といたしまして、次回、先ほども言いましたが、第8回の協議会は、委員の皆さん方には前もってちょっとお知らせしておきましたが、9月25日木曜日午後1時30分より矢島町「日新館」を会場に開催いたします。  
なお諸般の事情により日程の変更があった場合は早めにご連絡いたします。  
それから、9月1日に県庁で行われます協議会委員セミナーに参加希望されている委員の方で、まだ事務局に申し込んでいない方は、会議終了後、すぐにこちらのほうにお申し込みいただきたいと思っております。以上でございます。

○柳田会長  
皆さんどうも、今日は長時間ありがとうございました。これで終了します。

午後5時17分 閉 会